

学校いじめ防止基本方針

泉南市立新家東小学校

令和7年（2025年）4月1日

第1章 いじめ防止に関する本校の考え方

1 基本理念

すべての子どもはかけがえのない存在であり、泉南市では、「泉南市子どもの権利に関する条例」を定め、「子どもは、権利の主体として尊重され、いかなる差別もなく、子どもの権利条約に基づく権利を保障されます。」と定めてる。

いじめは、その子どもの将来にわたって内面を深く傷つけるものであり、子どもの健全な成長に影響を及ぼす、まさに人権に関わる重大な問題である。全教職員が、いじめはもちろん、いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為も絶対に許さない姿勢で、どんな些細なことでも必ず親身になって相談に応じることが大切である。そのことが、いじめ事象の発生・深刻化を防ぎ、いじめを許さない児童の意識を育成することになる。

そのためには、学校として教育活動の全てにおいて生命や人権を大切にする精神を貫くことや、教職員自身が、児童を一人ひとり多様な個性を持つかけがえのない存在として尊重し、児童の人格のすこやかな発達を支援するという児童観、指導観に立ち指導を徹底することが重要となる。

本校では、『学び合い、笑顔あふれる学校』を教育目標に掲げ、めざす20歳像を『自分の生き方をつくり続ける子～☆自分を信じる ☆あきらめない ☆つながり合う～』とし、知徳体のバランスのとれた子どもの育成を念頭に置き、道徳教育・人権教育の推進に取り組んでいる。今後も「いじめは重大な人権侵害事象である」という認識を学校全体で共有し、どの子も健やかに成長できる環境を整えるため、ここに学校いじめ防止基本方針を定める。

2 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等、当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- 冷やかしからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれ、集団による無視をされる
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

好意から行った行為が意図せず相手側の児童生徒に心身の苦痛を感じさせてしまった場合など、すぐに加害者が謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においては、「いじめ」という言葉を使わずに指導するなど、柔軟な対応による対応をする場合もあります。

3 いじめ防止のための組織

(1) 名称

「いじめ防止対策委員会」

(2) 構成員

校長、教頭、首席、教務主任、特別支援教育コーディネーター、生活指導主担、人権教育主担、通級担当、養護教諭

(3) 役割

- ア 学校いじめ防止基本方針の策定と見直し
- イ いじめの未然防止の取り組み
- ウ いじめ事案に対する対応
- エ 教職員の資質向上のための校内研修
- オ 年間計画の企画立案と進捗状況の点検
- カ 各取組の有効性の検証
- キ 保護者・地域への啓発
- ク いじめの相談・通報の窓口

4 年間計画

本基本方針に沿って、以下のとおり実施する。

新家東小学校 いじめ防止年間計画							
	1年	2年	3年	4年	5年	6年	学校全体
4月	保護者への相談 窓口周知 児童への相談窓 口周知 道徳「うまれたて のいのち」<か がやけ いのち>	保護者への相談 窓口周知 児童への相談窓 口周知	保護者への相談 窓口周知 児童への相談窓 口周知	保護者への相談 窓口周知 児童への相談窓 口周知 道徳「あなたの時 間にいのちをふ きこめば」 <いのちは「時 間」>	保護者への相談 窓口周知 児童への相談窓 口周知	保護者への相談 窓口周知 児童への相談窓 口周知 道徳：「わたしの いもうと」 校外学習：班づく り<全体の事を考 える、思いやり>	保護者への相談 窓口周知 児童への相談窓 口周知 第1回 いじめ 対策委員会(年間 計画の確認、問題 行動結果を共有)
5月	授業参観・学級懇談会						授業参観で「学校 いじめ防止基本方 針」の趣旨説明 ホームページで の周知
	道徳「なにを し ているのかな」< よいことと わ るいこと>		道徳「きいてるか いオルタ」<ほん とうはできる> 道徳「心をしずめ て」<相手とわか り合って> 道徳「さと子の落 とし物」<友だち を思って>	道徳「さち子のえ がお」<きっぱり ことわる>	道徳「やさしいユ ウちゃん」 <相手のための 親切>	社会「わたしたち のくらしと憲法」 <基本的人権を学 び差別を許さない 心を育てる>	
6月	道徳「もりのぶれ ぜんと」<だれに でもおなじよう に> げんき調査実施	道徳「およげない りすさん」<みん な友だち> げんき調査実施 道徳「いいところ みつけた」<自 分のいいところ >	いじめアンケート実施 道徳「足りない気 持ちは何だろう」 <おたがいに気 持ちよく>	いじめアンケート実施 道徳「いのりの 手」<しんらいし 合える友達>	いじめアンケート実施 道徳：「ソフトボ ールに恩返しを」 <感謝の思い>	道徳：「言葉のお くり物」<男女と もしんらいして> いじめアンケート実施 道徳：「心づかい と思いやり」<思 いやりの心>	わかる授業づく りの推進
7月	授業参観・学級懇談会						アンケートの集約 保護者への周知
	道徳「ぞうさんと おともだち」<と もだちっていい ね>			道徳「ぼくの草引 き体験」<みんな のために働く>	総合：友だちと協 力して楽しい臨 海合宿にしよう (5・6月)	道徳：「心づかい と思いやり」 <思いやりの心> 道徳：「ぼくだっ て」<相手を理解 する心>	
9月	学期末個人懇談会						第2回委員会(進 捗確認・状況報告 と取組みの検証)
	道徳「はしのうえ のおおかみ」<し んせつはいいき もち>	人権「とりあいじゃ んけん」(ひといの ち)		道徳「遠足の朝」 <正しい勇気を もって>	体育：力を合わせ て集団行動を成 功させよう	道徳：「ロレンゾ ノの友達」<ほん とうの友達>	
10月	日曜参観						
	道徳「かずやくん のなみだ」<だれ とでもなかよく>	道徳「三びきは友 だち」<えこひい きしないで>	道徳「たからさが し」<やっぱり、 やめよう> 道徳「同じなま だから」<なかま をたいせつにす るとは>	道徳「いじりとい じめ」<分けへだ てなく>	道徳：「古いバケ ツ」<男女仲良<> 道徳：「名前のな い手紙」<正義の 実現>	体育：力を合わせ て集団行動を成 功させよう 修学旅行：班づく り<全体の事を考 える、思いやり>	

11月	道徳「わたしが おねえさんよ」<いのちって なあに>	道徳「ある日のく つばこで」<正しい と思うことを>		道徳「交かんメー ル」<わたしたち の学級や学校>	道徳：「折れたタ ワー」<広い心> 道徳：「命の種を 植えたい～緒方 洪庵～」<生命の 重み>	いじめアンケート実施	アンケートの集約 保護者への周知
12月	げんき調査実施 道徳「学校のかえ りみち」<しんせ つに すること>	げんき調査実施	いじめアンケート実施	いじめアンケート実施	道徳：「くずれ落 ちた心」<親切・ 思いやり>		
学期末個人懇談会							
1月	道徳「やめろよ」 <ゆうきを出して>				道徳：「森の絵」< 集団の一員とし て>	道徳：「ブランコ 乗りとピエロ」< 広く受け入れる 心>	第3回委員会(状 況報告と取組み の検証)
2月	道徳「あなたって どんな人？」<じ ぶんのよさ>	道徳「ドッジボー ル」<こうへいな たいど> 生活「あしたヘジ ヤンプ」<他者理 解> 道徳「ぐみの木と 小鳥」<だれにで もやさしく>	道徳「ぼくのボー ルだ」<みんなが 楽しく> 道徳「たつきゅう は四人まで」<友 だちの気持ちに なって>	道徳「まっ、いい かでいいのかな」 <きまりとは> 道徳「よわむし太 郎」<正しいと思 ったことは自信 をもって>	道徳：「知らない 間のできごと」 <よりよい友達関 係> 道徳：「うばわれ た自由」<ほん とうの自由>	道徳「わたしのせ いじゃない」<い じめをたち切る 正義>	
学習発表会							
3月					道徳：「これって 不公平」<公平と 不公平>		第4回委員会(年 間の取組みの検 証)
通年	自分の気持ちを 伝える(学活・帰 りの会など) <自分の気持ち を言葉で伝える 事、相手の気持ち を聞く事>	自分の気持ちを 伝える(学活・帰 りの会など) <自分の気持ち を言葉で伝える 事、相手の気持ち を聞く事>	自分の気持ちを 伝える(学活・帰 りの会など) <自分の気持ち を言葉で伝える 事、相手の気持ち を聞く事>	自分の気持ちを 伝える(学活・帰 りの会など) <自分の気持ち を言葉で伝える 事、相手の気持ち を聞く事>	自分の気持ちを 伝える(学活・帰 りの会など) <自分の気持ち を言葉で伝える 事、相手の気持ち を聞く事>	自分の気持ちを 伝える(学活・帰 りの会など) <自分の気持ち を言葉で伝える 事、相手の気持ち を聞く事>	
							毎月：児童向け 「おはなし・おな やみ相談ポスト (Google form)」 の実施
							適宜：PTA会 議・学校協議会等 で周知、報告

毎月：児童向け
「おはなし・おな
やみ相談ポスト
(Google form)」
の実施

適宜：PTA会
議・学校協議会等
で周知、報告

5 取組状況の把握と検証（PDCA）

いじめ対策委員会は、（各学期の終わりに、など）年4回、（検討会議を）開催し、取組みが計画どおりに進んでいるか、いじめの対処がうまくいかなかったケースの検証、必要に応じた学校基本方針や計画の見直しなどを行う。

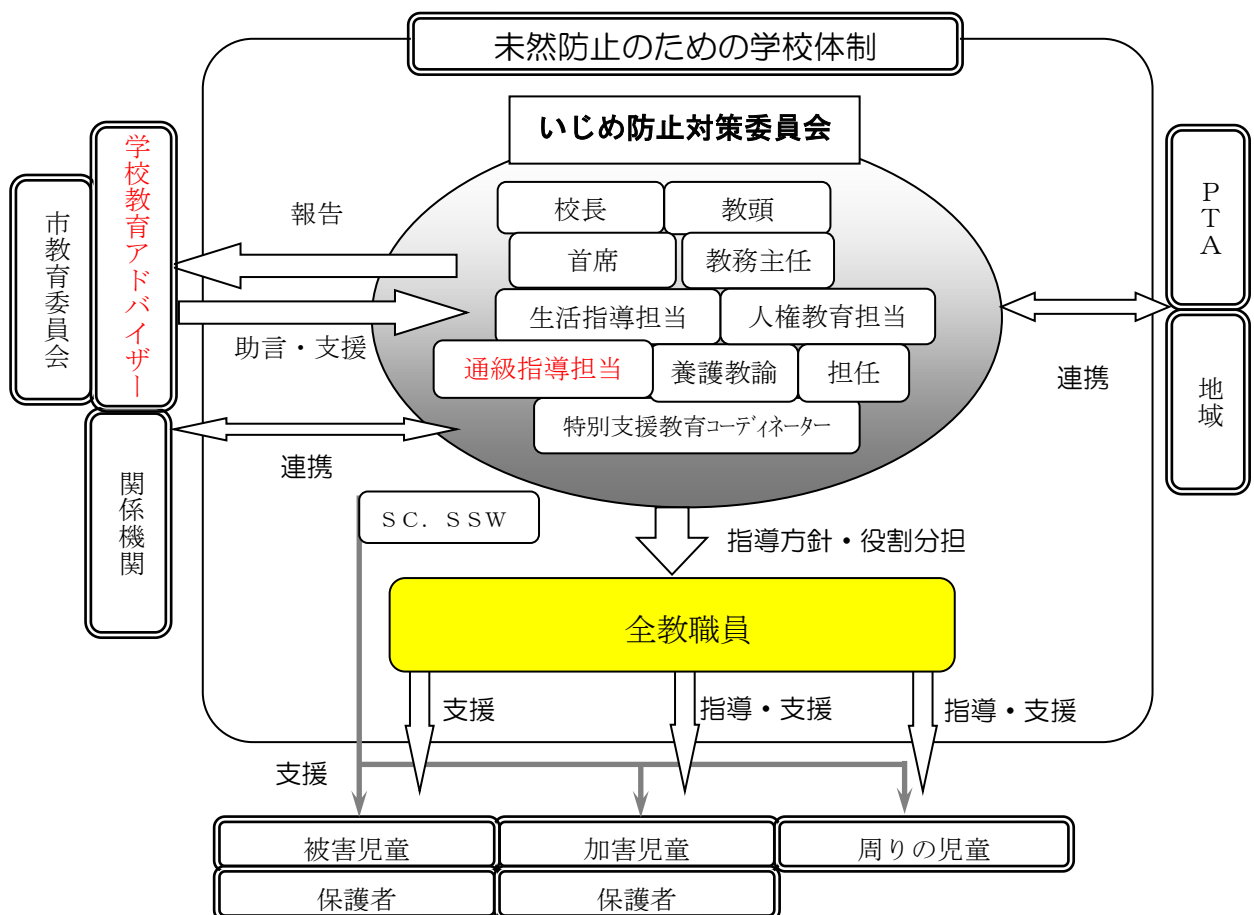
第2章 いじめ防止

1 基本的な考え方

いじめの未然防止にあたっては、教育・学習の場である学校・学級自体が、人権尊重が徹底し、人権尊重の精神がみなぎっている環境であることが求められる。そのことを基盤として、人権に関する知的理解及び人権感覚を育む学習活動を各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間のそれぞれの特質に応じ、総合的に推進する必要がある。

特に、児童が、他者の痛みや感情を共感的に受容するための想像力や感受性を身につけ、対等で豊かな人間関係を築くための具体的なプログラムを作成する必要がある。そして、その取組みの中で、当事者同士の信頼ある人間関係づくりや人権を尊重した集団としての質を高めていくことが必要である。

＊＜いじめの未然防止のために全教職員が取組む体制＞



＊＜安心・安全に学校生活を送ることができるなど、未然防止の基本的な考え方＞

- ・「いじめ」に関する共通認識（第1章 2「いじめの定義」参照）
→どんな些細な出来事も、勝手な解釈で流さず、細やかに声かけをする。
- ・普段から児童の様子報告を積極的に行い、全職員が日頃の様子を理解できるよう努める
- ・「いじめ」に関する知識や認識を児童が身につけることができるよう、授業や学校生活の中で指導する。
- ・学校としての相談窓口を広く設け、児童が安心できる場を確保する。

2 いじめの防止のための措置

(1)平素からいじめについての共通理解を図るため、教職員に対して本方針を周知徹底し、定期的なふり返りや見直し、共通理解をはかる。

児童に対しては、日々の生活や授業を通じ、いじめに向かわない態度・能力を育成する。

(2)いじめに向かわない態度・能力を育成するために、自他の存在を認め合い、尊重し合える態度を養うことや、児童が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育てることが必要である。

そのために、年間計画をもとに組みの現状把握と確認を全体で行うようにする。

(3)いじめが生まれる背景を踏まえ、指導上の注意としては、教職員の先入観で児童を見ないこと、加害・被害両児童からの聞き取りを必ず行うこと、事実をきちんと把握・記録することなどを徹底する。

また、児童一人一人が活躍できる集団づくり、自己有用感や自己肯定感を育む取り組みを進めるために、学級活動や特別活動、行事や休憩時間の過ごし方、学校生活の細部に至るまで教職員から様々な場面を設定し、個々の興味や特徴を生かしたり、達成感を味わうことのできるようなスモールステップの場を用意したりするよう心がける。

さらに、いじめを助長するような教職員の不適切な認識や言動等、指導の在り方に注意を払うため、日常の指導や児童との関わりを管理職はじめ複数の教職員で見合える場を増やしたり、気になった事柄に関しては、迷わず管理職をはじめとする様々な職員に相談できるような雰囲気作りを進める。

第3章 早期発見

1 基本的な考え方

いじめの特性として、いじめにあっている児童がいじめを認めることを恥ずかしいと考えたり、いじめの拡大を恐れるあまり訴えることができないことが多い。また、自分の思いをうまく伝えたり、訴えることが難しいなどの状況にある児童が、いじめにあっている場合は、隠匿性が高くなり、いじめが長期化、深刻化することがある。

それゆえ、教職員には、何気ない言動の中に心の訴えを感じ取る鋭い感性、隠れているいじめの構図に気づく深い洞察力、よりよい集団にしていこうとする熱い行動力が求められている。

児童が示す小さな変化や危険信号を見逃さないために、普段から一日の中で様々な児童と関わること、積極的に日常の声かけを行うこと、教職員の先入観で児童を見ないこと、児童にいつも相談の窓口があるんだということを知らせることなどを心がける。

また、教職員が積極的に児童の情報交換を行い、情報を共有できるよう、些細な事でも児童の報告の場で全職員に伝える事や、教職員同士の会話を積極的に行うことなどを心がける。

2 いじめの早期発見のための措置

(1)実態把握の方法として、各学期に必ずアンケートを実施する。定期的な教育相談としては、「**お悩み・お話相談ポスト**」を設置し、**SC,SSW**を含めた複数人体制での**相談窓口**を設ける。

(2)保護者と連携して児童を見守るため、積極的な家庭連絡や訪問を行うとともに、複数教員で関わり、学校の窓口を広げる。

(3)児童、その保護者、教職員が抵抗なくいじめに関して相談できる体制として、複数の教職員や関係機関が窓口としてある事を、学校便りやPTA関係の場で積極的に知らせる。

(4)教育相談等で得た児童の個人情報については、その対外的な取扱いについて、必ず管理職等に確認するとともに、細心の注意を払い、情報の流出が無いようにする。

第4章 いじめに対する考え方

1 基本的な考え方

いじめにあった児童のケアが最も重要であるのは当然であるが、いじめ行為に及んだ児童の原因・背景を把握し指導に当たることが、再発防止に大切なことである。近年の事象を見ると、いじめた児童自身が深刻な課題を有している場合が多く、相手の痛みを感じたり、行為の悪質さを自覚することが困難な状況にある場合がある。よって、いじめた当事者が自分の行為の重大さを認識し、心から悔い、相手に謝罪する気持ちに至るような継続的な指導が必要である。いじめを受けた当事者は、仲間からの励ましや教職員や保護者等の支援、そして何より相手の自己変革する姿に、人間的信頼回復のきっかけをつかむことができると考える。

そのような、事象に関係した児童同士が、豊かな人間関係の再構築をする営みを通じて、事象の教訓化を行い教育課題へと高めることが大切である。

具体的な児童や保護者への対応については、「5つのレベルに応じた問題行動への対

応チャート」(別添)を参考にして、外部機関とも連携する。

2 いじめ発見・通報を受けたときの対応

(1)いじめの疑いがある場合、ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階から的確に関わる。

遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止めたり、児童や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。

その際、いじめられた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保するよう配慮する。

(2)教職員は一人で抱え込まず、速やかに管理職や分掌長等に報告し、いじめの防止等の対策のための組織(いじめ対策委員会)と情報を共有する。その後は、当該組織が中心となって、速やかに関係児童から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行う。

(3)事実確認の結果、いじめが認知された場合、管理職が教育委員会に報告し、相談する。

(4)被害・加害の保護者への連絡については、家庭訪問等により直接会って、より丁寧に行う。

(5)いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められるときは、いじめられている児童を徹底して守り通すという観点から、所轄警察署と相談し、対応方針を検討する。

なお、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

3 いじめられた児童又はその保護者への支援

(1)いじめた児童の別室指導や出席停止などにより、いじめられた児童が落ち着いて教育を受けられる環境を確保し、いじめられた児童に寄り添い支える体制をつくる。その際、いじめられた児童にとって信頼できる人(親しい友人や教職員、家族、地域の人等)と連携し、いじめ対策委員会が中心となって対応する。状況に応じて、スクールカウンセラーの協力を得て対応を行う。

4 いじめた児童への指導又はその保護者への助言

(1)速やかにいじめを止めさせた上で、いじめたとされる児童からも事実関係の聴取を行う。

いじめに関わったとされる児童からの聴取にあたっては、個別に行うなどの配慮をする。

(2)事実関係を聴取した後は、迅速にいじめた児童の保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解や納得を得た上で連携し、協力を求めるとともに、継続的な助言を行う。

(3)いじめた児童への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。なお、いじめた児童が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該児童の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。

その指導にあたり、学校は、複数の教職員が連携し、必要に応じてスクールカウンセラーの協力を得て、組織的に、いじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。

5 いじめが起きた集団への働きかけ

(1)いじめを見ていたり、同調していたりした児童に対しても、自分の問題として捉えさせる。

そのため、まず、いじめに関わった児童に対しては、正確に事実を確認するとともに、いじめを受けた者の立場になって、そのつらさや悔しさについて考えさせ、相手の心の悩みへの共感性を育てることを通じて、行動の変容につなげる。

また、同調していたりはやし立てたりしていた「観衆」、見て見ぬふりをしていた「傍観者」として行動していた児童に対しても、そうした行為がいじめを受けている児童にとっては、いじめによる苦痛だけでなく、孤独感・孤立感を強める存在であることを理解させるようにする。

「観衆」や「傍観者」の児童は、いつ自分が被害を受けるかもしれないという不安を持っていることが考えられることから、すべての教職員が「いじめは絶対に許さない」「いじめを見聞きしたら、必ず先生に知らせることがいじめをなくすことにつながる」ということを児童に徹底して伝える。

(2)いじめが認知された際、被害・加害の児童たちだけの問題とせず、学校の課題として解決を図る。全ての児童が、互いを尊重し、認め合う集団づくりを進めるため、担任が中心となって児童一人ひとりの大切さを自覚して学級経営するとともに、すべての教職員が支援し、児童が他者と関わる中で、自らのよさを発揮しながら学校生活を安心してすごせるよう努める。

そのため、認知されたいじめ事象について地域や家庭等の背景を理解し、学校における人権教育の課題とつなげることにより教訓化するとともに、いじめに関わった児童の指導を通して、その背景や課題を分析し、これまでの児童への対応のあり方を見直す。その上で、人権尊重の観点に立ち、授業や学級活動を活用し、児童のエンパワメントを図る。その際、スクールカウンセラーとも連携する。

校外学習や学校行事等は児童が、人間関係づくりを学ぶ絶好の機会ととらえ、児童が、意見が異なる他者とも良好な人間関係を作っていくことができるよう適切に支援する。

6 ネット上のいじめへの対応

- (1) ネット上の不適切な書き込み等があった場合、まず学校として、問題の箇所を確認し、その箇所を印刷・保存するとともに、いじめ防止対策委員会において対応を協議し、関係児童からの聞き取り等の調査、児童が被害にあった場合のケア等必要な措置を講ずる。
- (2) 書き込みへの対応については、削除要請等、被害にあった児童の意向を尊重するとともに、当該児童・保護者の精神的ケアに努める。また、書き込みの削除や書き込んだ者への対応については、必要に応じて、大阪法務局人権擁護部や所轄警察署等、外部機関と連携して対応する。
- (3) また、情報モラル教育を進めるため、「情報の受け手」、「情報の発信者」として必要な知識を学習する機会を設ける。

(別添)

5つのレベルに応じた 問題行動への対応チャート

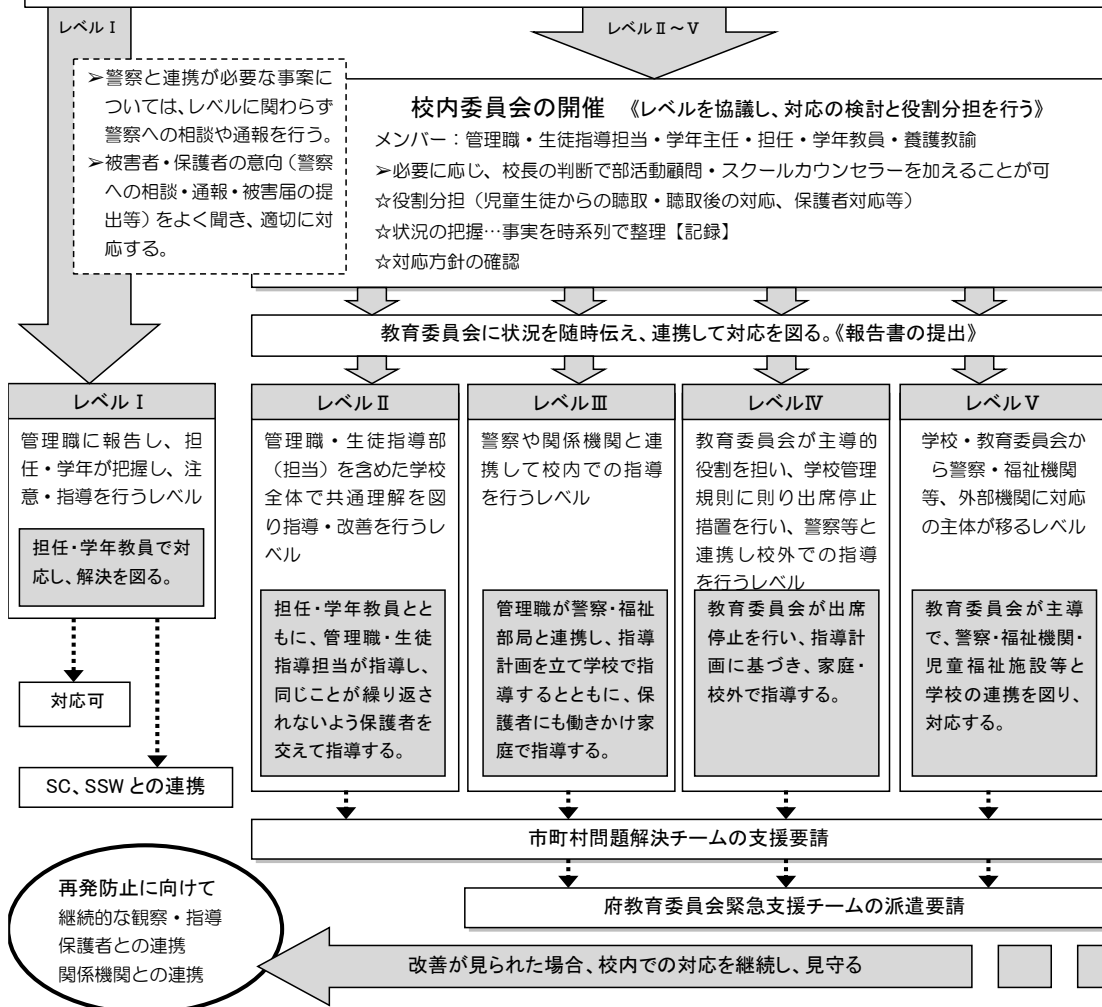
大阪府教育委員会資料

ね ら い

■児童生徒の問題行動の発生時に学校として必要な対応について、レベルⅠ～Ⅴの5段階に分けて例示した。レベルごとに分けて対処する意義は以下の4点であり、それは、加害者・被害者の保護、および教員の保護にもつながるものである。

- ①加害者の加害行為を早期に指摘し、本人の自覚を促し保護者の協力を要請する。
- ②問題行動等による被害者の被害の拡大を未然に防ぐ。
- ③教員が適切な指導が行えない状態を避ける。
- ④レベルにより対応の主体を学校から教育委員会、外部機関へ移行し、責任の所在を明確にしつつ問題行動の改善を図る。

■問題行動の重篤度に応じた学校の対応について、あらかじめ児童生徒・保護者等にチャートやレベルの例を示し理解・協力を求めることが重要である。



留 意 事 項

- 対応は、教育委員会への報告・相談を大切にし、レベルⅠ・Ⅱでも警察と必要に応じて連携を図ることが考えられる。
- レベルⅠ～Ⅲは学校主体の対応だが、校長が問題行動をどのレベルの行為として扱うかの判断に迷う場合、教育委員会に相談する。
- いかなるレベルであっても同様の問題行動を繰り返す場合、ひとつ上の重いレベルとして対応する。
- 児童生徒間暴力・対教師暴力等は、上記チャートに従いレベルⅢ以上に位置付け、警察等と連携し、毅然とした姿勢で対応する。